

議 事 録

1. 日 時 令和元年 7月 5日 (金) 午後 2時 00分～

2. 場 所 四万十市役所 議員協議会室 6階

3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長：篠田 幹彦

農業委員会事務局長補佐：吉田 貴浩

農業委員会事務局長補佐：小谷 哲司

農業委員会事務局係長：中山 珠美

事務局：主幹：宮川 昭人

事務局：主事：永野 ほのか

事務局：主幹：室津 康志

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について (1 番～4 番)

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について (1 番～3 番)

第 3 号議案 非農地証明書の交付について (1 番～5 番)

第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) について (1 番～3 番)

第 5 号議案 農用地利用配分計画 (案) について (1 番～3 番)

その他

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会 7月総会」を開会いたします。農業委員は本日、全員出席ですので会議は成立しております。推進委員は、田邊次男委員より欠席の連絡がありました。

それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆ 議 長 (福留会長)

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号 11 番 伊勢脇精蔵委員と議席番号 14 番 新玉年一委員にお願いします。

◎それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明 (片魚)

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について説明いたします。議案書は 2 ページから 4 ページになります。番号 1。土地の表示は、片魚 トイダ、1147 番、登記地目、現況地目ともに田、面積は 495 m²、他 15 筆、申請理由は贈与で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 20 年の 39 歳の農家で、このたび贈与を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦 50 年の叔父 2 人、農作業暦 13 年の叔母、農作業暦 35 年の叔母の 5 人となっております。農機具につきましては、コンバイン、トラクター、耕運機、田植え機、バインダー、草刈り機、散布機を所有しているとのこと。譲受人の住所は高知市となっておりますが、実家が片魚にあり、田植えの時期などは片魚の実家で寝泊りし、田畑の世話をしているそうです。

ともに耕作している叔父・叔母もそれぞれ高知市と黒潮町に住んでおり、一緒に片魚へ帰って耕作しているとのことです。申請地は片魚にある実家から約 10 メートルの距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、48a ですので問題ありません。また、耕作状況は、今までと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響はありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

2 番について説明（西土佐橋）

続きまして、議案書は 3 ページになります。番号 2。土地の表示は、西土佐橋 神畑、210 番 10、登記地目、現況地目ともに畑、面積は 145 m²、他 14 筆、申請理由は贈与で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は農作業暦 10 年の 28 歳の農家で、このたび贈与を行う申請となっております。労働力は譲受人と農作業歴 20 年の母と、農作業暦 6 年の弟の三人となっております。農機具につきましては、トラクター、藁切り機、軽トラック、ダンプを所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 300 メートルの距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、64a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

3 番について説明（鍋島）

続きまして番号 3。土地の表示は、鍋島 下新川、870 番 5、登記地目、現況地目ともに畑、面積は 1840 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 30 年の 61 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と農作業歴 2 年の妻と二人となっております。農機具につきましては、トラクター、乾燥機、田植え機、コンバイン、軽トラックを所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 5 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、94a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響はありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

4 番について説明（西土佐半家）

続きまして、議案書は 4 ページになります。番号 4。土地の表示は、西土佐半家 下モ込、114 番、登記地目、現況地目ともに田、面積は 191 m²、他 7 筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 10 年の 55 歳の兼業農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と農作業歴 30 年の父の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機、田植え機、コンバインを所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 5 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、91a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響はありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号 11 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

11 番富山地区担当伊勢脇です。6 月 28 日会長、事務局と現地確認を行いました。申請理由は贈与ということで譲渡人は元々地元出身ですが、今は高知の方へ居住しており、譲受人は譲渡人の姪ということでこちらも高知市の方へ居住しておりますが、農作業等は休み等を利用して行うということで、また譲受人は地元担当の最適化推進員のいとこということであり、現地確認の際にもきれいに作付けされており、何の問題も無く耕作していく

と思いますのでよろしくお願いします。

◆推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

伊勢脇委員が説明したとおりで何の問題もありません。

◆議 長 （福留会長）

「2番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号14番 新玉委員（西土佐橘・津野川・津賀地区担当）

6月29日に譲受人と会い確認してきました。譲渡人は県外に出ているので今は耕作していませんが、譲受人が耕作するようで、耕作可能な状態です。譲受人はトラクター、軽トラック、ダンプ等を所有しております。田は田、畑は畑として効率的に耕作するというものでありました。耕作面積も64aと問題はありません。取得後の農地の耕作が周辺の農地に影響を与えることも無いと思いますのでよろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員の田邊さんは本日欠席ですので、推進委員の意見は省略させていただきます。

◆議 長 （福留会長）

「3番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

先日確認しました。事務局の説明どおりで何ら問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

問題ないと思います。

◆議 長 （福留会長）

「4番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号10番 芝委員（西土佐半家地区担当）

6月27日推進委員の竹村さんと譲受人と3人で半家の現地確認に行きました。田畑とも耕作放棄地はありませんでした。耕作の従事状況、下限面積の確認、周辺の地域との関係など問題はありません。事務局の説明どおりですのでよろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇竹村委員（西土佐半家地区担当）

問題はありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 （福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明（古津賀二丁目）

農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。番号1。土地の表示は大字古津賀二丁目、地番87番1、地目は登記、現況とも畑、面積は220㎡、申請者は譲渡人、譲受人とも議案書のとおりです。転用事由は一般住宅です。番号1につきましては6月28日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請です。場所につきましては、豚座建設から北側の市道の一つ隔てたところにある農地になります。申請地の東側及び北側は農地でそれぞれ所有者から転用の同意を得ています。西側は宅地、南側は幅員15mの市道となっており、農業に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て南側市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

2 番について説明（古津賀一丁目）

番号2。土地の表示は大字古津賀一丁目、地番117番2、地目は登記、現況とも田、面積は230㎡、申請者は譲渡人、譲受人とも議案書のとおりです。転用事由は一般住宅です。番号2につきましては6月28日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請です。場所につきましては、市立古津賀保育所から北側の市道の一つ隔てたところにある農地になります。申請地の北側は農地で所有者から転用の同意を得ています。東側は宅地、西側は駐車場、南側は幅員6mの市道であり、農業に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て南側市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

3 番について説明（具同田黒二丁目）

番号2。土地の表示は大字具同田黒二丁目、地番5番、地目は登記、現況とも田、面積は209㎡、申請者は譲渡人、譲受人とも議案書のとおりです。転用事由は宅地分譲です。番号3につきましては6月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元

のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、宅地分譲地に転用するという申請です。場所につきましては、具同側赤鉄橋から自由ヶ丘団地方面へ350メートルほど行った市道沿いのところにある農地になります。申請地の西側は申請譲受人所有の宅地、南側は宅地、東側は農地で所有者から転用の同意を得ています。北側は幅員12メートルの市道となっており、農業に与える影響はありません。説明しましたように隣地に譲受人の所有地があり、この土地と申請地をあわせて宅地分譲とする計画です。排水に関しては、合併浄化槽を経て市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 3番 井上委員（東山・下田地区担当）

1番については古津賀2丁目で何の問題もありません。2番については現地調査で初めて行った古津賀1丁目で古津賀保育所の裏の方になります。さきほどスクリーンにも出ていましたが、申請地の裏の土地が田んぼで稲が植わっておりまして、そこに畦畔が無いということで稲刈りが終わり畦畔を作った後で申請地を宅地にするということを聞いております。問題は無いようですのでよろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はありません。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 15番 正木委員（具同地区担当）

会長、事務局と一緒に現地確認をして協議もしながら5条は適当と判断いたしました。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

毎日通っている道のところですが問題はありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明（国見）

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は6ページ及び7ページになります。

番号1土地の表示は、国見 大谷白土山、2383番3、登記地目は畑、面積は239㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号1につきましては、6月28日、会長、事務局で現地に向かい、申請人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。申請地は国見で、国見駅から北に約80メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成11年頃から耕作放棄し、山林となり今日に至っているとのことです。申請地は、耕作放棄して10年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

2 番について説明（片魚）

続きまして番号2。土地の表示は、片魚 トドロ谷、1144番、登記地目は田、面積は62㎡、他4筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号2につきましては、6月28日、会長、事務局で現地に向かい、富山地区担当の伊勢脇委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。申請地は片魚で、片魚小学校から北東に約1.3キロメートルの場所になります。申請によると、申請地は平成元年頃より当時の耕作者の高齢化や、耕作機械の搬入が難しかったため耕作放棄し、その後、植林をして山林となり今日に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

3 番について説明（西土佐橋）

続きまして、議案書は7ページになります。番号3。土地の表示は、西土佐橋 石神ノ本、396番、登記地目は田、面積は195㎡、他18筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号3につきましては、6月26日、副会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、西土佐橋地区担当の新玉委員立会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページから13ページをご覧ください。

申請地は西土佐橋で、橋集会所から西へ約300メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成14年8月31日に父が死亡する以前の少なくとも17年前より耕作を放棄しており、755番、776番、777番、778番、779番1は周辺地及び進入路も含めて原野化しており、それ以外の土地は雑木が生え山林化しているため、農地として利用できないとのことです。申請地は、耕作放棄して10年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

4 番について説明（右山元町三丁目）

続きまして番号4。土地の表示は、右山元町三丁目、1935番3、登記地目は畑、面積は293㎡、他1筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号4につきましては、6月28日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、中村地区担当の岡崎委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの14ページ及び15ページをご覧ください。申請地は右山元町三丁目、あおぎ保育所から東に約160メートルの場所になります。申請によると、申請地は20年以上前から耕作を放棄し、木が多く

茂って山林となり今日に至っているとのことです。申請地は、耕作放棄して10年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

5番について説明（具同）

続きまして番号5。土地の表示は、具同 北大内町、5505番3、登記地目は畑、面積は11㎡、他1筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号5につきましては、6月28日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、具同地区担当の正木委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの16ページ及び17ページをご覧ください。申請地は具同で、具同体育センターから西に約40メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成16年3月24日に家屋を新築し、宅地となり今日に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

6月28日会長、事務局、申請人と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題はありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号11番 伊勢脇委員（富山地区担当）

6月28日会長、事務局とで現地確認を行いました。事務局の説明どおり30年余りに植林を行い、今はとても農地への復元は不可能と思いますのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号14番 新玉委員（橘・津野川・津賀地区担当）

6月26日に事務局と遠地委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで植林があつたり、雑草が茂つたりで農地としての利用は無理だと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

6月28日会長、事務局、申請代理人は都合が悪かったので行政書士事務所の女性事務員と一緒に現地確認を行いました。事務局の説明どおりですが、現地は雑木、かや、草等が多く茂った場所で問題はありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「5番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

既に宅地化されておまして農地に戻せることはございません。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 （福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申請について、四万十市農用地利用集積計画書（案）を策定しましたので説明いたします。議案書は8ページ、一覧表は8-1ページになります。1番、2番、3番とも借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。それでは1番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人1名で議案書のとおりです。申請地は、具同西馬場5558番 他1筆で合計面積は637㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの18ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は、使用貸借権の設定となっております。期間は、公告日から令和11年7月4日までの10年間となっております。

続いて2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人1名で議案書のとおりです。申請地は、具同西馬場5560番で面積は317㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの18ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は、使用貸借権の設定となっております。期間は、公告日から令和11年7月4日までの10年間となっております。

続いて3番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人1名で議案書のとおりです。申請地は、竹島トリ子4092番で面積は2,500㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの19ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は、賃貸借権の設定となっております。期間は、公告日から令和16年7月4日までの15年間となっております。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員 （具同地区担当）

隣同士の農地で作物は水稻ですが周りも水稻をつくっているのが適当だと思います。農地中間管理事業の土地として申請しているので、貸し借りについては適当と判断しました。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

この農地については国営の造成地でありまして単価的には一般よりも高く設定されていますが、それなりに価値のある土地でございます。片方は私の土地、もう片方は私の同級生の土地ということで周辺に何ら影響を与えることも無く問題はありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5号議案の 農用地利用配分計画案について説明いたします。

議案書は、9ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の9-1ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。

番号1と2から説明させていただきますが、2件は同じ地区であり地権者の意向、条件、内容につきましても同様の内容となっておりますので併せて説明させていただきます。

場所は四万十市具同字西馬場 5558 番 他 2 筆で 合計面積は 954 m<sup>2</sup>です。

右側の貸付先ですが、議案書記載の具同地区の担い手農業者に転貸する案となっております。

農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの18ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書9-2ページをご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。

対象の農地付近で農業経営を行っている借受希望者は上位の2名となっております。最上位の者は西隣の農地を耕作しており、また貸付者の意向としましても最上位の者を希望しております。こういった評価を反映し、最上位の者が最適であると判断し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案いたします。

続きまして、番号3を説明いたします。

場所は四万十市竹島字トリ子 4092 番で 面積は 2,500 m<sup>2</sup>です。

右側の貸付先ですが、議案書記載の認定新規就農者に転貸する案となっております。

農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの19ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書9-3ページをご覧ください。

最上位の者は八束地区で野菜を栽培している認定新規就農者です。この度、施設レモンを栽培する計画をしております。新規就農者であり、貸付者の意向としましても最上位の者を希望しております。こういった評価を反映し、最上位の者が最適であると判断し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案いたします。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番～2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員 (具同地区担当)

借受者については借受希望者の中でも最上位にありまして、担い手農業者でもあり適当だと思いますのでよろしくお願いします。

◆議 長 (福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

特にありません。

◆議 長 (福留会長)

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

先ほどの事務局の説明とおりです。借受者は新規就農者で頑張っている若い方です。問題ありません。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を言ってから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和元年7月5日

議長 福留宣彦

署名委員 新玉斗一

署名委員 伊勢脚精蔵